

平成26年度 第2回 明石市特別職報酬等審議会

追 加 資 料

- |  |    |
|--|----|
| 1 均衡の原則について                                    | 1頁 |
| 2 県下29市 ラスパイレス指数順位一覧                           | 2頁 |
| 3 本市における地域手当の支給率について                           | 3頁 |
| 4 都道府県別退職手当組合の特別職等の退職手当支給割合一覧<br>(平成26年4月1日現在) | 4頁 |

## 均衡の原則について

### 1 根拠規定

地方公務員法第24条第3項

「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」

### 2 規定の解釈

この均衡の原則に基づき、地方公務員の給与は「国に準ずる」ことが基本とされる。これは、国家公務員の給与の決定にあたり、民間事業の従事者の給与や生計費が十分に考慮されているため、国家公務員の給与に準じて給与決定をすることがこの均衡の原則の趣旨に最も合致すると考えられるからである。また、国家公務員も地方公務員もひとしく公務に従事する者であり、その給与の財源が租税で賄われていることなどからも、その妥当性を肯定できる。

『地方公務員関係法令実務辞典』

### 3 人事院勧告制度の概要

#### (1) 調査範囲

全産業の企業規模50人以上の全国の民間企業55,047事業所の給与実態を調査する。

#### (2) 調査結果

企業規模500人以上の課長級の平均給与月額 643,350円

(注) 上記平均給与月額は、国において、均衡の原則に基づき、行政職給料表(一)7級及び8級職員の給与月額に対応する給与月額として取り扱われております。

#### (3) 明石市における部長級職員(行政職給料表8級職員)の給与月額

635,691円(平成30年度見込み、第1回資料P6参照)

## 県下29市 ラスパイレス指数順位一覧

順位	平成25年度	
	市名	ラス値
1	芦屋市	105.3
2	伊丹市	103.8
3	西宮市	103.0
4	三田市	102.6
5	神戸市	101.9
<b>6</b>	<b>明石市</b>	<b>101.8</b>
7	川西市	101.8
8	姫路市	101.6
9	宝塚市	101.6
10	加古川市	100.9
11	小野市	100.8
12	洲本市	99.6
13	加西市	98.8
14	相生市	98.7
15	高砂市	98.4
16	たつの市	98.3
17	尼崎市	98.2
18	西脇市	98.0
19	加東市	97.9
20	赤穂市	97.9
21	淡路市	97.4
22	宍粟市	97.3
23	南あわじ市	97.2
24	朝来市	96.3
25	丹波市	95.8
26	豊岡市	95.1
27	養父市	94.4
28	篠山市	93.7
29	三木市	93.2

順位	平成26年度	
	市名	ラス値
1	芦屋市	105.8
<b>2</b>	<b>明石市</b>	<b>101.8</b>
3	西宮市	101.7
4	姫路市	101.7
5	神戸市	101.5
6	伊丹市	101.4
7	小野市	101.3
8	加古川市	101.0
9	三田市	100.8
10	洲本市	100.1
11	川西市	99.9
12	加西市	99.6
13	三木市	99.4
14	宝塚市	99.1
15	相生市	99.0
16	高砂市	98.9
17	たつの市	98.6
18	加東市	98.4
19	西脇市	98.0
20	尼崎市	97.9
21	宍粟市	97.7
22	淡路市	97.2
23	朝来市	97.1
24	赤穂市	97.0
25	南あわじ市	96.8
26	丹波市	96.2
27	養父市	95.2
28	豊岡市	94.7
29	篠山市	94.0

順位	平成27年度(見込み)	
	市名	ラス値
1	芦屋市	105.3
2	西宮市	102.1
3	姫路市	102.1
4	神戸市	101.9
5	伊丹市	101.8
6	小野市	101.7
7	加古川市	101.4
<b>8</b>	<b>明石市</b>	<b>101.3</b>
9	三田市	101.2
10	洲本市	100.5
11	川西市	100.3
12	加西市	100.0
13	三木市	99.8
14	宝塚市	99.5
15	相生市	99.4
16	高砂市	99.3
17	たつの市	99.0
18	加東市	98.8
19	西脇市	98.4
20	尼崎市	98.3
21	宍粟市	98.1
22	淡路市	97.6
23	朝来市	97.5
24	南あわじ市	97.2
25	赤穂市	97.0
26	丹波市	96.6
27	養父市	95.6
28	豊岡市	95.1
29	篠山市	94.4

## 本市における地域手当の支給率について

### 1 地域手当の趣旨

国の場合、国家公務員の給与について、全国共通の給料表月額を民間賃金水準の低い地域の水準にまで引き下げた後、民間賃金水準が高い地域に勤務する職員に対し、地域の民間賃金水準を反映させるため、一定の率を加算する方式で支給されている手当である。

### 2 本市における地域手当の支給率

区分		H23 以前	H24	H25	H26 (現行)	H27	H28	H29	H30 以降
国家公務員	地域指定 (注1)	3%	3%	3%	3%	6% (経過措置 で4%)	6% (経過措置 で4~ 5%)	6% (経過措置 で4~ 5%)	6%
	官署指定 (注2)	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%
	本市職員 (注3)	10%	9.5%	9.0%	8.5%	8.0%	7.5%	7.5%	7.5%

(注1) 地域指定とは、市町村別に人事院が定める支給率であり、これまで3%とされてきましたが、給与制度の総合的見直しに伴い、平成30年度に6%となります。

(注2) 官署指定とは、国の官署ごとに人事院が定める支給率であり、本市市内にある国8官署中、神戸市に隣接する東部地域にある7官署が、神戸市の支給率に準じて10%となっており、西部地域にある1官署のみが3%となっています。

(注3) 本市職員に適用する支給率については、平成23年度までは、官署指定の支給率に準じ、10%としてきましたが、平成24年度からは、市職員の勤務地に基づく按分方式により算出した7.5%とし、平成24年から毎年度0.5%ずつ引き下げています。

## 都道府県別退職手当組合の特別職等の退職手当支給割合一覧(平成26年4月1日現在)

都道府県	支 組 率							
	長 順位	副市町長 順位	教育長 順位	監査委員 順位	企業管理者 順位			
兵 庫	0.41 38	0.25 20	0.185 38	- -	0.185 36			
北 海 道	0.427 18	0.27 7	0.237 2	0.218 1	0.218 15			
青 森	0.455 8	0.265 10	0.225 5	0.205 6	0.225 10			
岩 手	0.404 39	0.233 42	- -	- -	0.18 38			
宮 城	0.44 11	0.26 12	0.21 11	0.21 2	0.21 19			
秋 田	0.47 5	0.28 5	0.21 11	0.21 2	0.21 19			
山 形	0.567 1	0.331 1	0.236 3	0.189 12	0.284 1			
福 島	0.48 4	0.29 4	0.2 24	0.19 11	0.26 2			
茨 城	0.458 7	0.258 16	0.2 24	0.2 7	0.258 4			
栃 木	0.42 21	0.25 20	0.21 11	- -	- -			
群 馬	0.433 14	0.25 20	0.225 5	- -	0.225 10			
埼 玉	0.403 40	0.242 39	0.23 4	0.196 10	0.23 9			
千 葉	0.35 45	0.25 20	0.2 24	0.15 13	0.2 29			
東 京	0.333 46	0.25 20	0.208 15	- -	0.208 22			
神 奈 川	0.375 42	0.25 20	0.2 24	- -	0.2 29			
山 梨	0.42 21	0.25 20	0.2 24	0.2 7	0.25 5			
新 潟	0.44 11	0.26 12	0.2 24	0.2 7	0.2 29			
富 山	0.417 23	0.233 42	0.175 43	- -	0.175 40			
石 川	0.493 3	0.26 12	0.218 8	- -	0.218 15			
福 井	0.45 9	0.27 7	0.18 42	- -	0.18 38			
長 野	0.425 19	0.254 19	0.19 37	- -	0.19 35			
岐 阜	0.417 23	0.25 20	0.2 24	- -	0.2 29			
静 岡	0.417 23	0.25 20	0.183 39	- -	0.25 5			
愛 知	0.414 37	0.248 36	0.202 23	- -	0.166 41			
三 重	0.416 36	0.25 20	0.183 39	- -	- -			
滋 賀	0.43 17	0.26 12	0.2 24	- -	0.26 2			
京 都	0.442 10	0.263 11	0.225 5	- -	0.225 10			
奈 良	0.433 14	0.275 6	0.2 24	- -	0.2 29			
和 歌 山	0.433 14	0.258 16	0.208 15	- -	0.208 22			
鳥 取	0.417 23	0.233 42	0.183 39	- -	0.183 37			
島 根	0.375 42	0.225 45	0.173 44	- -	0.203 28			
岡 山	0.417 23	0.25 20	0.192 36	- -	0.25 5			
広 島	0.417 23	0.25 20	0.208 15	0.208 4	0.208 22			
山 口	0.417 23	0.25 20	0.217 9	- -	0.217 17			
徳 島	0.435 13	0.258 16	0.2 24	- -	0.215 18			
香 川	0.365 44	0.22 46	0.165 45	- -	0.22 14			
愛 媛	0.46 6	0.27 7	0.2 24	- -	- -			
高 知	0.417 23	0.25 20	0.208 15	- -	0.208 22			
福 岡	0.425 19	0.25 20	0.21 11	- -	0.21 19			
佐 賀	0.417 23	0.245 38	0.204 21	- -	0.204 27			
長 崎	0.5 2	0.3 2	0.208 15	- -	- -			
熊 本	0.417 23	0.242 39	0.2 24	- -	0.2 29			
大 分	0.417 23	0.242 39	0.204 21	- -	0.225 10			
宮 崎	0.417 23	0.248 36	0.211 10	- -	- -			
鹿 児 島	0.4 41	0.3 2	0.3 1	0.208 4	0.25 5			
沖 縄	0.417 23	0.25 20	0.208 15	- -	0.208 22			
平 均 (兵庫県を除く)	0.426	0.257	0.206	0.199	0.216			